

## 令和6年横瀬町農業委員会第4回総会議事録

1. 開催日時 令和6年4月25日(木) 午後4時から4時30分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(13人)

|             |     |       |
|-------------|-----|-------|
| 会長          | 5番  | 富田哲夫  |
| 会長職務代理者     | 2番  | 浅見明仕  |
| 農業委員        | 1番  | 武藤量司  |
|             | 3番  | 八木原智宏 |
|             | 4番  | 若林想一郎 |
|             | 6番  | 小泉茂樹  |
|             | 7番  | 町田幸広  |
|             | 8番  | 村越聡   |
|             | 9番  | 平沼邦夫  |
|             | 10番 | 千島孝夫  |
| 農地利用最適化推進委員 | 第1  | 平沼良一  |
|             | 第2  | 関口孝夫  |
|             | 第3  | 石黒夢積  |

4. 欠席委員(なし)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第5号 農用地利用集積計画書の作成に係る意見に関する件

6. 農業委員会事務局職員

|      |      |
|------|------|
| 事務局長 | 町田勝一 |
| 書記   | 浅見聡  |
|      | 赤岩亮輔 |

## 7. 会議の概要

議 長 それでは、皆さん、こんにちは。

事務局も一新しましたので、今日からまた新たな気持ちで皆さん一緒に頑張ってやっていきましょう。よろしくお願い申し上げます。

本日は委員全員の方に出席をいただいております。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第4回の農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例によりまして議長よりご指名を申し上げたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名を申し上げます。

6番、小泉茂樹委員、7番、町田幸広委員のご両名をお願いいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、町長から、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づきまして、農業委員会に必要な意見を求められている案件でございます。議案第5号 農用地利用集積計画書の作成に係る意見に関する件でございます。

会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

ここでお諮りいたします。

日程第3、議案第5号 農用地利用集積計画書の作成に係る意見に関する件で、このうち番号1と番号2につきましては、耕作者が同一であり、関連がございますので、一括審議したいと思います。ご異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、日程第3の議案第5号番号1と2を議題といたします。

議案第5号番号1と番号2につきまして事務局からの説明を求めます。

事務局     それでは、議案第5号番号1と番号2について説明をさせていただきます。

農地中間管理事業による利用権設定につきましては、当町では平成31年4月25日の農業委員会での審議以来となりますので、初めに制度の説明をさせていただきます。現在の法律の規定では、農地の貸借については、農地法の第3条の許可を受ける方法のほかは、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく利用権設定による手続きしかありません。農用地利用集積計画を作成して、農地の所有者と利用者による2者間での利用権設定がこれまで行われてきましたが、令和5年4月からは、法律の改正に伴いまして利用権設定が農地中間管理機構を介した貸借へ一本化されることになりました。

今回の利用権設定につきましては、資料にあります農地の利用権設定に係る申し合わせ事項というのがありますが、その中で分かるとおり、土地所有者と利用者で農用地利用集積計画書に基づき利用権設定を行っておりますが、埼玉県農地中間管理機構を介しての利用権の設定となっております。

ここで、本日配付させていただきましたテーブルの上にございます資料を御覧ください。農用地利用集積等促進計画の事務負担軽減といったものになります。一枚紙のこれでございます。左側が農地中間管理機構が直接計画案を作成して、計画について知事の認可を受ける流れであります。赤くマーカーで囲んだ右側の枠については、町が計画案を策定した後に、農地中間管理機構が計画を決定しまして知事の認可を受ける形であります。今回につきましては右側の流れですので、まず計画案に対しまして農業委員会で計画に係る意見を聴取するといった形になっております。この計画につきましては、農業経営基盤強化促進法と農地中間管理事業の推進に関する法律とあるのですが、そちらの法律の規定に照らしまして、まずはお手元の町基本構想というのがあります。町基本構想に適合するものか、また農用地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められるか、農作業に常時従事するものと認められるかといったことなどを観点としまして、適正かどうかの有無について審議いただければと思います。

ここで、農用地利用集積計画書について説明をいたします。議案第5号番号1の農地の地番は、議案書の地番にあります5筆です。台帳地目は畑、

現況地目も畑で、面積はそれぞれ833、684、331、1,894、576平方メートルになります。借受人は、議案書にございますとおり、行田市に所在する公益社団法人埼玉県農林公社で、貸付人は、議案書にございますとおり、町外の方であります。

案内図1で場所について説明いたします。農地利用集積計画の場所は、この図面中央右側にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、苅米地区の大忠院から北側にある農地になります。

次に、議案第5号番号2の農地ですが、地番は、議案書の地番にあります10筆です。台帳地目は畑、現況地目も畑で、面積はそれぞれ7.03、16、149、643、41、399、587、1,004、7.04、504平方メートルになります。借受人は、議案書にございますとおり、行田市に所在する公益社団法人埼玉県農林公社で、貸付人は、議案書にございますとおり、町外の方であります。

案内図2で場所について説明をいたします。農地利用集積計画の場所は、この図面中央左側にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、宇根地区の上宇根センターから西側にある農地になります。今回は利用権設定の更新等に伴いまして、制度の改正等に合わせて農用地利用集積計画を定めて、農地所有者である貸付人が借受人である公益社団法人埼玉県農林公社に農地を貸し付けるといったものであります。利用権設定期間につきましては、令和6年7月1日から令和16年6月30日までの10年間となります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 続きまして、担当委員の説明に移ります。

議案第5号番号1につきまして、担当委員の平沼推進委員、お願いします。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼です。上程されました議案第5号番号1、農用地利用集積計画書の作成に係る意見に関する件について所見を申し上げます。

添付書類を精査し、4月20日午後1時頃、補助委員の千島農業委員と現地確認を行いました。場所は、苅米地区の大忠院の北側にある農地になります。

事務局の説明にもありましたが、議案書にある貸付人が借受人である公益社団法人埼玉県農林公社に農地5筆4,318平方メートルを貸し出すもの

であります。今後、借り受けた公社が資料にあります耕作者に農地を貸し出す流れとなりますが、町基本構想への適合、農地の効率的耕作、常時農作業への従事等総合的に判断し、計画は適正なものと判断できると思います。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の10番、千島委員、お願いします。

千島委員 補助委員の千島です。上程されました議案第5号番号1についての所見を申し上げます。

添付書類を精査し、4月20日午後1時頃、平沼推進委員と現地確認を行いました。事務局や平沼推進委員の説明にもあったとおり、町基本構想への適合、農地の効率的耕作、常時農作業への従事等総合的に判断し、計画は適正なものと判断できると思います。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、議案第5号の番号2につきまして、担当委員の関口推進委員、お願いします。

関口推進委員 農地利用最適化推進委員の関口です。上程されました議案第5号番号2、農用地利用集積計画書の作成に係る意見に関する件について所見を申し上げます。

添付書類を精査し、4月18日午後3時頃、補助委員の八木原農業委員と現地確認を行いました。場所は、宇根地区の上宇根センターから西側にある農地になります。

事務局の説明にもありましたが、議案書にある貸付人が借受人である公益社団法人埼玉県農林公社に農地10筆3,357.07平方メートルを貸し出すものであります。今後、借り受けた公社が資料にあります耕作者に農地を貸し出す流れとなりますが、町基本構想への適合、農地の効率的耕作、常時農作業への従事等総合的に判断し、計画は適正なものと判断できると思います。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

議長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員3番、八木原委員、お願いします。

八木原委員 補助委員の八木原です。上程されました議案第5号番号2について所見

を申し上げます。

添付書類を精査し、4月18日午後3時頃、関口推進委員と現地確認を行いました。事務局や関口推進委員の説明にもあったとおり、町基本構想への適合、農地の効率的耕作、常時農作業への従事等総合的に判断し、計画は適正なものと判断できると思います。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 ありがとうございます。  
以上で担当委員の所見を終了します。  
暫時休憩をいたします。

休 憩 午後 4時20分

再 開 午後 4時25分

議 長 それでは、会議に戻ります。  
それでは、質疑に移ります。  
質疑のある方は挙手をもってお願いします。

〔「なし」〕

議 長 質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。

上程中の議案第5号番号1と番号2につきましては、作成した農用地利用集積計画書が必要な記載事項を備え、また町の基本構想に適合し、事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用することが認められるなど、適正なものであると判断し、特段に問題があるような事項はないものとして、意見なしとして町に答申することにご賛成の方は挙手をお願い申し上げます。

〔挙手全員〕

議 長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第5号 農用地利用集積計画書の作成に係る意見に関する件につきましては、意見なしとして、町に答申することに決定をいたしました。

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りいたします。

会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」〕

議

長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。これをもちまして閉会にいたします。

ありがとうございました。

(午後 4時30分)